

【参考】NHKとの放送受信契約について

有料老人ホームに入居する際の受信契約の手続き

有料老人ホームへ入居する際には、新規契約や住所変更等の手続きが必要になる場合があります。



【参考】NHKとの放送受信契約について

・入居者への説明や受信料等の相談先について

- ・入居者が居室にTVを設置する際、必要な手続きに関して重要事項説明書における記載や入居者に対する説明が不十分である場合には、入居者の不利益につながることも懸念されることから、入居者による手続きが必要となる旨を重要事項説明書の様式・ひな形に明記お願いいたします。

施設から受信料に関する問い合わせは

NHK鹿児島放送局 経営管理企画センター開発推進 まで

電話099-805-7077（10時～17時）

- ・入居者に対しては、下記「NHK受信料の窓口」「NHKふれあいセンター」をご案内お願いいたします。

NHK受信料の窓口

<http://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>

NHKふれあいセンター

0570-077-077

受付時間：9時～18時

（土・日・祝日も受付）

